

バッテリー式フォークリフトのバッテリーが破裂

補修は迅速・適正に

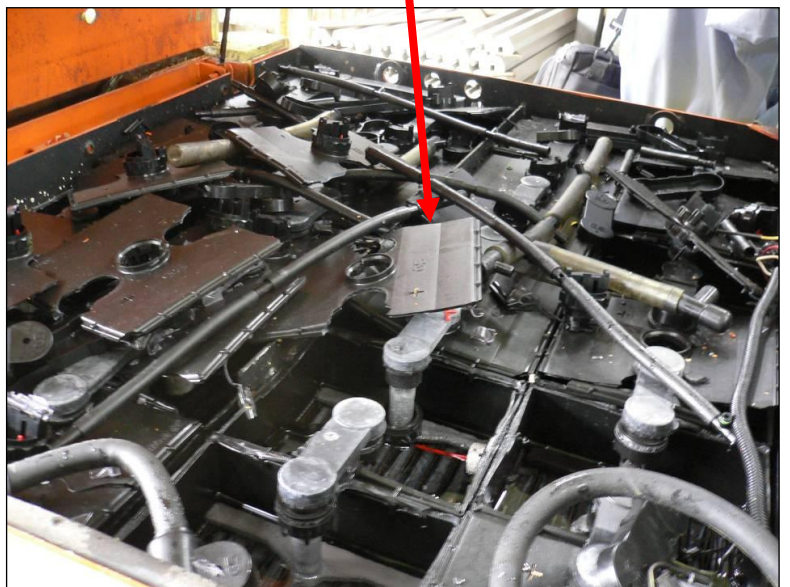
充電終了後のバッテリー式フォークリフトで、製品の運搬を行っていたところ、運転席下にあるバッテリーが突然破裂し、その反動で運転者が上方へ持ち上げられ、ヘッドガードで頭などを打撲した災害が発生しました（災害発生 平成22年7月）



発生原因

- ・バッテリー充電時に、カバーを開放していなかった（マニュアルでは開放することとなっていた）
- ・バッテリーが老朽化していた
- ・特定自主検査（※）等において、バッテリーの交換が必要と指摘されていたのに交換を行っていなかった
- ・バッテリー液の液面が下がっていた（補充が不十分であった）

破裂による破損



対策

・何らかの異常や補修が必要な事項が確認されたら、速やかに対策を講じる（修理等を先延ばしにしない）

☆ 労働安全衛生規則第151条の26では、「事業者は、特定自主検査を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な措置を講じなければならない。」とされています

- ・補修等が直ちに行えないやむを得ない事情がある場合には、使用を停止する（鍵を責任者が保管する）
- ・使用年数に応じた補修費用の確保を計画的に行う
- ・取扱いマニュアルの遵守教育を徹底する
- ・バッテリー液の補充を適切に行う

※ **特定自主検査**：車両系荷役運搬機械（フォークリフトなど）や建設機械（油圧ショベルなど）等、労働安全衛生法で定められた特定の機械については、1年を超えない期間ごとに1回（不整地運搬車は2年を超えない期間ごとに1回）、定期的に、一定の資格を持つ検査者の検査を受けなければなりません

その他、1月を超えない期間ごとに1回、定期的に、自主検査、作業開始前点検も必要です

熊本労働局・労働基準監督署
(社)建設荷役車両安全技術協会熊本県支部